

コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書

平成 31 年 1 月 1 日 制定

令和 7 年 5 月 7 日 改正

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、以下の書類をシステムで作成し、監督員へ提出すること。

なお、各種仕様書などで「建設副産物情報交換システム」と明示されているものについては、当面の間「コブリス・プラス」に読み替えるものとする。

1 工事着手前

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「登録済確認書（計画時）」及び建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壤汚染対策に関する手続き状況について記載した票（以下、確認結果票※）を、監督員に報告・説明したうえで施工計画書に含めて提出すること。また、上記 2 つの計画書及び確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

2 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「登録済確認書（実施後）」を、工事完成図書に含めて提出すること。

3 コブリス・プラス使用の注意点

コブリス・プラスには「建設発生土情報交換システム」「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」「建設リサイクル法第 11 条通知」の機能が備わっているが、本工事ではこの機能は利用しないものとする。

4 問合せ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC） 建設副産物情報センター

所在地 〒107-6114 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号 赤坂パークビル 14F

電話： 03-6261-4324 E-mail： recycle@jacic.or.jp

HP： <https://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.html>

5 確認結果票の様式

確認結果票の様式については、工事着手前の計画時に建設発生土の搬出が計上されている場合、コブリス・プラスからの帳票出力により提出することができます。

ただし、施工段階で設計変更により建設発生土の搬出が計上となった場合、以下よりダウンロードし、監督員への提出及び工事現場への掲示を行ってください。（記載例あり）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kensetsuhasseido.html>